



# 島根県報

令和3年10月5日(火)

号外第109号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更(2件)

(道路維持課) 2

道路の供用開始

( " ) 4

**告 示****島根県告示第600号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年10月5日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	桜江金城線	浜田市金城町追原73番15地先から同番16地先まで	前	メートル 12.00～ 24.80	メートル 46.60	浜田県土整備事務所	払下げ 減幅
			後	11.60～ 24.80	46.60		
〃	須川谷日原線	鹿足郡津和野町日原110番3地先から同地先まで	前	4.42～ 28.81	80.00	益田県土整備事務所津和野土木事業所	道路改良工事 拡幅 仮設道設置
			後	9.45～ 38.15	80.00		

## 島根県告示第601号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年10月5日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	玉湯吾妻山線	雲南市大東町遠所1011番1地先から同618番1地先まで	前	メートル 4.53～ 21.52	メートル 714.64	雲南県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	5.60～ 34.62	714.64		

## 島根県告示第602号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年10月5日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	出雲平田線	出雲市平田町1906番14地先から同町1903番3地先まで	メートル 286.00	令和3年 10月18日	出雲県土整備 事務所	